



令和 8 年度



南風原町職員採用候補者試験案内

【行政職】

【建築職】

【土木職】

【社会福祉士職】

【幼稚園教諭かつ保育士職】

令和 8 年度試験のポイント

- ①行政職において35歳（令和 9 年 4 月 1 日時点）まで受験可能です。
※ただし、一定の要件を満たす必要があります。
- ②建築職、土木職、社会福祉士職において教養試験、専門試験はありません。
- ③申込み方法が電子申請に変更になりました。

■試験日（第一次試験）

令和 8 年 9 月 2 0 日（日）

■試験会場

南風原町立中央公民館

※申込者数等によっては、試験会場を変更・分散する場合があります。

■受付期間

令和 8 年 7 月 2 7 日（月） 8 時 3 0 分 ～

令和 8 年 8 月 1 2 日（水） 1 7 時 1 5 分

■問い合わせ先

南風原町総務部総務課人事行政班 電話098－889－4415

令和 8 年度 南風原町職員採用候補者試験を次のとおり実施します。

1 試験区分・採用予定人数及び受験資格

(1) 各職種・試験区分ごとに次のような受験資格があります。

職種・試験区分		採用予定人数	受験資格
行政職	上級行政Ⅰ	若干名	ア 平成 9 年 4 月 2 日以後出生した者 イ 学校教育法に基づく 4 年制大学を卒業した者、若しくは令和 9 年 3 月 31 日までに卒業見込みの者、又はこれと同等以上の学力があると認められる者（注 1） ※イの該当者は「中級行政」及び「初級行政」は受験できません。
	中級行政		ア 平成 9 年 4 月 2 日以後出生した者 イ 最終学歴が学校教育法に基づく短期大学、高等専門学校を卒業した者、若しくは令和 9 年 3 月 31 日までに卒業見込みの者、又はこれと同等の資格があると認められる者（注 2） ※イの該当者は「上級行政Ⅰ」及び「初級行政」は受験できません。
	初級行政		ア 平成 9 年 4 月 2 日以後出生した者 イ 最終学歴が学校教育法に基づく高等学校を卒業した者、若しくは令和 9 年 3 月 31 日までに卒業見込みの者 ※イの該当者は「上級行政Ⅰ」及び「中級行政」は受験できません。
	上級行政Ⅱ (職務経験者)		ア 平成 3 年 4 月 2 日以後出生した者 イ 直近 8 年間に同一の民間企業等における職務経験が継続して 5 年以上ある者（注 3）
建築職		若干名	ア 昭和 56 年 4 月 2 日以後出生した者で、以下のイ、ウ、エのいずれかに該当する者 イ 学校教育法に基づく 4 年制大学を卒業し（令和 9 年 3 月 31 日までに卒業見込みの者を含む。）、建築に関する専門課程を履修した者 ウ 令和 8 年 8 月 1 日現在で、建築士（1 級又は 2 級）、建築施工管理技士（1 級又は 2 級）、建築設備士のいずれかの資格を有する者 エ 令和 8 年 8 月 1 日現在で、直近 10 年以内に民間企業等において、建築に関する設計又は工事・施工管理業務の実務経験が通算 3 年以上ある者（注 4）
土木職		若干名	ア 昭和 56 年 4 月 2 日以後出生した者で、以下のイ、ウ、エのいずれかに該当する者 イ 学校教育法に基づく 4 年制大学を卒業し（令和 9 年 3 月 31 日までに卒業見込みの者を含む。）、

		土木に関する専門課程を履修した者 ウ 令和 8 年 8 月 1 日現在で、土木施工管理技士（1 級又は 2 級）、RCCM（機械・電気電子・廃棄物を除く。）、測量士、測量士補のいずれかの資格を有する者 エ 令和 8 年 8 月 1 日現在で、直近 10 年以内に民間企業等において、土木施設の設計又は工事監理業務の実務経験が通算 3 年以上ある者（注 5）
社会福祉士職	若干名	ア 昭和 61 年 4 月 2 日以後出生した者 イ 令和 8 年 8 月 1 日現在で、社会福祉士の資格を有し、直近 10 年以内に社会福祉士としての相談業務等の職務経験が通算 3 年以上ある者（注 6）
幼稚園教諭職 かつ保育士職	若干名	ア 昭和 56 年 4 月 2 日以後出生した者 イ 幼稚園教諭免許かつ保育士資格取得者（令和 9 年 3 月 31 日までに両免許取得見込みの者を含む。）。

※複数の試験区分への受験申込みはできません。

（注 1）「同等以上の学力があると認められる者」とは、学校教育法に定める大学の専攻科に入学できる者、又は大学院への入学資格のある者で、外国において 4 年制大学を卒業した者などがこれにあたります。

（注 2）「同等の資格があると認められる者」とは、平成 23 年 4 月 14 日号外人事院公示第 18 号（人事院の認定に係る受験資格）第 2 項による者等で次の者を含みます。

（1）学校教育法による専修学校の専門課程のうち、修業年限が 2 年以上で、かつ 1,600 時間以上の授業の履修を義務付けている課程であって、当該履修の成果が授業科目の目標に達していることを筆記試験その他の方法により認められることを卒業の要件とするものを卒業した者又は、令和 9 年 3 月 31 日までに卒業見込みの者

（2）職業能力開発促進法に基づく職業能力開発大学校及び短期大学校を卒業した者又は令和 9 年 3 月 31 日までに卒業見込みの者

（注 3）「直近 8 年間に同一の民間企業等における職務経験が継続して 5 年以上ある者」とは、平成 30 年 8 月 1 日から令和 8 年 7 月 31 日までの間に会社員、公務員等として、一つの企業等に週 30 時間以上、従事していた期間が継続（関連会社等への出向等の期間も継続とみなす。）して 5 年以上ある者がこれにあたります。（休職、休業などで休んでいた期間は除きます。ただし、労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）等に基づく産前産後休業や、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成 3 年法律第 76 号）等に基づき育児休業又は介護休業を取得していた期間は、従事していた期間に含む。）

（注 4）「令和 8 年 8 月 1 日現在で、直近 10 年以内に民間企業等において、建築に関する設計又は工事・施工管理業務の実務経験が通算 3 年以上ある者」とは、平成 28 年 8 月 1 日から令和 8 年 7 月 31 日までの間に企業等（公的機関を含む。）で建築に関する設計又は工事・施工管理業務の実務経験が通算 3 年以上ある者がこれにあたります。（休職、休業などで休んでいた期間は除きます。ただし、

労働基準法（昭和22年法律第49号）等に基づく産前産後休業や、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）等に基づき育児休業又は介護休業を取得していた期間は、従事していた期間に含む。）

（注5）「令和8年8月1日現在で、直近10年以内に民間企業等において、土木施設の設計又は工事監理業務の実務経験が通算3年以上ある者」とは、平成28年8月1日から令和8年7月31日までの間に企業等（公的機関を含む。）で土木施設の設計又は工事監理業務の実務経験が通算3年以上ある者がこれにあたります。（休職、休業などで休んでいた期間は除きます。ただし、労働基準法（昭和22年法律第49号）等に基づく産前産後休業や、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）等に基づき育児休業又は介護休業を取得していた期間は、従事していた期間に含む。）

（注6）「直近10年以内に社会福祉士としての相談業務等の職務経験が通算3年以上ある者」とは、平成28年8月1日から令和8年7月31日までの間に企業等（公的機関を含む。）で社会福祉士としての相談業務等の職務経験が通算3年以上ある者がこれにあたります。（休職、休業などで休んでいた期間は除きます。ただし、労働基準法（昭和22年法律第49号）等に基づく産前産後休業や、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）等に基づき育児休業又は介護休業を取得していた期間は、従事していた期間に含む。）

（注1～注6共通）

受験資格確認のため、必要な書類を要求する場合があります。

（2）次のいずれかに該当する者は、受験できません。

①日本国籍を有しない者

②地方公務員法第16条に該当する者

ア 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

イ 南風原町において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者

ウ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

（3）令和8年12月25日までに施行予定の学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和6年法律第69号。以下「こども性暴力防止法」という。）に基づき、こども性暴力防止法の制度対象となる業務に従事する場合、特定性犯罪の前科の有無を確認するための犯罪事実確認が必要になります。

特定性犯罪の前科がある場合（特定性犯罪事実該当者の場合）は、こども性暴力防止法に基づき、制度対象となる業務に従事させないこと等の措置を講じる必要があるため、制度対象となる業務に従事する可能性がある者に対し、採用までの間に、書面等により特定性犯罪の前科の有無を確認します。

この結果、特定性犯罪の前科を有することが判明した場合は、採用しないことがありますので、あらかじめご了承ください。

【特定性犯罪の例】

不同意わいせつ、児童売春、児童ポルノ所持、痴漢、盗撮、未成年淫行など

(4) 大学（短期大学を含む。）在学中の者の試験区分については次のとおりです。

区分 \ 年次		1 年次	2 年次	3 年次
大 学		初 級	初 級	中 級
短 大	3 年制	初 級	初 級	
	2 年制	初 級		

※ 1 試験区分の「短大」には高等専門学校及び学校教育法による専修学校の専門課程のうち、修業年限が2年以上で、かつ1,600時間以上の授業の履修を義務付けている課程であって、当該履修の成果が授業科目の目標に達していることを筆記試験その他の方法により認められることを卒業の要件とするものを含みます。

※ 2 大学中退者の区分については、大学に2年以上在籍し、62単位以上の単位取得者は、中級行政職となります。

2 第一次試験

(1) 試験日時・場所及び合格者の発表

試験日時	試験会場	合格者の発表
【行政職】 令和8年9月20日(日) 受付時間：8:00～8:30 試験教室着席：8:40 受験時の説明：8:40～8:50 試験開始：8:55	南風原町立中央公民館 （申込者数によっては、試験会場を分散・変更する場合があります。）	令和8年10月16日(金) 午後3時、南風原町役場告示板及び南風原町ホームページに受験番号でお知らせします。受験者に対する合格、不合格の通知はしません。又、電話での確認にも応じられません。 ※南風原町ホームページ https://www.town.haebaru.lg.jp
【建築職】、【土木職】、 【社会福祉士職】、 【幼稚園教諭職かつ保育士職】 令和8年9月20日(日) 受付時間：12:00～12:30 試験教室着席：12:40 受験時の説明：12:40～12:50 試験開始：12:55		

(注) 試験会場について

職種・試験区分の申込者数等によっては、試験会場を変更・分散する場合があります。変更・分散する場合の試験会場については、**令和8年9月4日(金)**に町ホームページでお知らせします。

(注) 第一次試験暴風時の対応について

第一次試験当日、台風が襲来し暴風警報が発令され、午前7時現在で公共交通機関のバスが運行停止した場合は、試験実施を**令和8年10月18日(日)**に延期します。延期に関する詳細は、町ホームページでお知らせします。

(2) 試験内容と試験時間

試験科目	試験区分	試験内容
性格特性検査(注1) (8:55～9:15) 【20分】	行政職	公務員に求められる資質について、性格特性をみるための検査を行います。
教養試験 (9:30～11:30) 【120分】	上級行政Ⅰ 中級行政 初級行政	公務員としての必要な一般教養についての筆記試験を職種区分ごとに行います。
職務基礎力試験 (9:30～10:30) 【60分】	上級行政Ⅱ (職務経験者)	論理的に思考する力、文書を正確に理解する力、統計等の資料を分析する力、社会情勢への理解等を確認する基礎的な筆記試験を行います。

性格特性検査(注1) (12:55～13:15) 【20分】	建築職 土木職 社会福祉士職 幼稚園教諭職 かつ保育士職	公務員に求められる資質について、性格特性をみるための検査を行います。
事例式課題 論文試験 (13:30～14:30) 【60分】	建築職 土木職 社会福祉士職	与えられた状況設定に対し、問題点や原因、解決策について述べる筆記試験を行います。
専門試験 (13:30～15:00) 【90分】	幼稚園教諭職 かつ保育士職	幼稚園教諭職と保育士職の専門知識についての筆記試験を行います。

(注1) 第二次試験の資料として使用します。

3 第一次試験の申込方法について

受験の申込手続には、パソコン、スマートフォンなどの端末及びインターネット接続環境が必要です。受付期間中はいつでも申し込むことができますが、システム管理等のため一時的に利用できない場合がありますので、時間に余裕を持ってお申込みください。

(1) 受験の申込み手続きについて

事前準備	●受験者本人の写真 (1) 写真データは、正面・脱帽・申込3ヶ月以内に撮影したもの (2) 写真データは、タテ4×ヨコ3の比率にしてください。 ●経歴書(指定様式)※建築職、土木職、社会福祉士職のみ 建築職、土木職、社会福祉士職については、受験資格の実務経験を
------	--

	確認するため、経歴書（指定様式）を提出していただきます。 指定の様式を町ホームページに掲載していますので、必要事項を入力のうち、準備をお願いします。
申込方法	●申込専用フォームからお申込みください ※受付期間最終日は、アクセス集中により申込専用フォームに繋がりにくくなる場合があります。この場合でも、受付期間は延長しませんので、余裕を持ってお申込みください。 【専用申込フォーム URL】 【専用申込フォーム二次元コード】 URL : https://logoform.jp/f/4Lw2B  ●受験者本人の写真 事前に準備した受験者本人の写真データを添付してください。 ●経歴書（指定様式） 事前に準備した経歴書（指定様式）を添付してください。
受付期間	令和 8 年 7 月 27 日（月）8 時 30 分～令和 8 年 8 月 12 日（水）17 時 15 分
受付確認等	●申込完了メールが送信されます。申込完了から 1 日を過ぎてもメールが届かない場合は、申込みができていないことがありますので、必ず総務課人事行政班までご連絡ください。 ●申込内容に不備等がある場合にはメールにて補正をお願いすることがありますので、メールは定期的にご確認ください。
受験票の交付	申込受付期間終了後に申込フォームで入力したメールアドレスに受験票を送付します。 令和 8 年 8 月 18 日（火）までに受験票が届いていない場合は、総務課人事行政班にご連絡ください。
受験票の持参	メールで届いた受験票（PDF データ）は、事前に A 4 サイズで印刷し、試験当日に忘れずにお持ちください。 ※スマートフォン、タブレット等の画面による受験票の提示は認めません。 ※受験中は、受験票を机の上に提示してください。

（２）メールの受信設定について

申込完了メール等を受信可能になるよう以下のメールアドレスのフィルタリング解除など受信設定をお願いします。

メールアドレス指定の場合	ドメイン指定の場合	用途
—	@logoform.jp	受験申込で使用します

H8894415J@town. haebaru. lg. jp	@town. haebaru. lg. jp	受験案内や書類提出の案内で使用します。
---------------------------------	------------------------	---------------------

【留意事項】

- ①インターネットに要する通信料などの費用は、受験者の負担となります。
- ②受験申込みは1人1回となります。
- ③申込み締め切り直前は、サーバーが混み合うことなどにより、申込みに時間がかかる恐れがありますので、余裕を持って申込み手続きを行ってください。
- ④顔写真は申込者本人のみを撮影したもので、3ヶ月以内に撮影されたものです。
正面、無帽、無背景でメガネのレンズに光が反射していないか確認してください。
- ⑤予見できないシステムトラブルについて責任は一切負いません。
- ⑥原則として、登録後の申込内容は修正できません。誤りがないか十分に確認した上で、登録してください
- ⑦受付期間中に申込フォームの保守・点検等を行う必要がある場合や重大な障害その他やむを得ない理由が生じた場合は、事前の通知を行うことなく、申込フォームの停止、休止、中断又は制限を行うことがあります。また、これにより生じた申込みの遅延等については、一切の責任を負いませんので、あらかじめご了承ください。

4 第二次試験

※この項は第一次試験の日程に変更がない場合の予定を記載しています。

(1) 試験等日時及び場所

日時：令和8年11月中を予定

詳細については、第一次試験合格発表時にお知らせします。

※最終合格者の発表は、令和8年12月中を予定しています。

(2) 試験内容

試験区分	科目	試験内容
行政職 幼稚園教諭職 かつ保育士職	事例式課題 論文試験	与えられた状況設定に対し、問題点や原因、解決策について述べる筆記試験を行います。
全職種	口述試験等	プレゼンテーション試験及び個別面接
	健康診断	町所定の様式により、医療機関等において検査した診断書の提出を求め、職務遂行に必要な健康度を有するか確認します。
幼稚園教諭職 かつ保育士職	実技試験	「読み聞かせ」等の実技試験を行います。 詳細は第二次試験案内時にお知らせします。

5 採用候補者名簿への搭載及び採用等について

- (1) 最終合格者は、職種ごとに作成される採用候補者名簿に登載され、任命権者が採用候補者名簿の中から採用者を決定します。

(2) 最終合格者の数は、年間の採用予定数に採用を辞退する者等の数を考慮して決定します。よって採用数を上回る合格者となり、合格しても採用にならない場合があります。

(3) 採用候補者名簿の登載有効期限は、原則として名簿登載の日から1年間です。

(4) 卒業見込みの者で、令和9年3月31日までに卒業ができない者は採用される資格を失います。また、記入事項の不正及び資格免許が確認できない場合は、採用されないことがあります。

(5) 採用者は地方公務員法第22条による条件付採用となり、その職において6月を勤務し、その間その職務を良好な成績で遂行したときは正式採用となります。

6 職務内容及び勤務時間等について

(1) 町長部局、教育委員会等において各々の業務に従事します。

(2) 勤務時間は、原則として平日（月曜日から金曜日）の午前8時30分から午後5時15分（1日当たり7時間45分）です。

(3) 休暇は、年次有給休暇、病気休暇、介護休暇及び特別休暇等があります。

7 採用時の給与について

初任給は、町の関係例規の定めるところにより学歴別に決定され、職務経験等のある者は、初任給に一定の基準で加算されます。

採用時における給料はおおむね次のとおりです。（令和8年4月1日現在）

大学卒業程度 232,000円

短大卒業程度 216,500円

高校卒業程度 200,300円

このほかに扶養手当、住居手当、通勤手当、期末・勤勉手当等が条件に応じて支給されます。

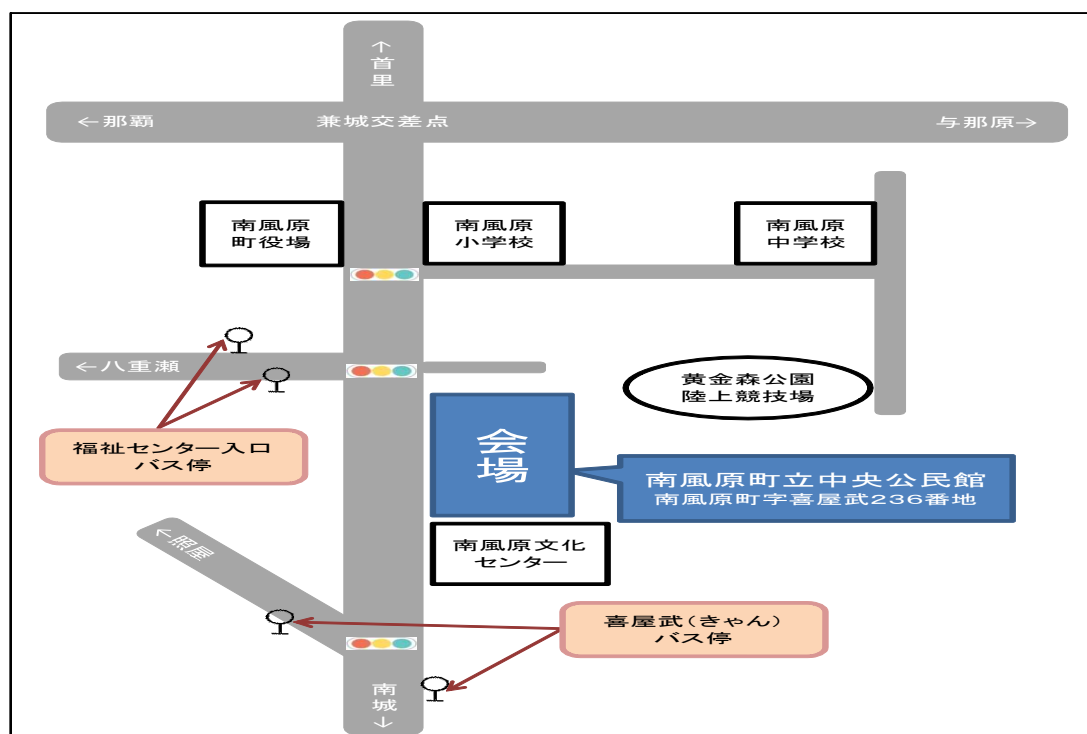
8 その他注意事項

(1) 試験当日は、HBの鉛筆及びプラスチック消しゴムを必ず持参してください。

(2) 試験中はスマートフォンなどの携帯電話、電子機器・電子通信機器等（例：電子辞書、スマートウォッチ、スマートグラス、タブレット端末）の使用は禁止します。シャツ等のポケットに入れることも禁止します。電源を切りカバン等に保管してください。

(3) 試験会場は冷房が稼働しています。温度調整が難しく冷えすぎる場合もありますので、必要な方は、適宜上着を着用してください。

試験会場略図



【駐車場について】

試験会場の駐車場は、駐車台数に限りがあるため、満車となる場合があります。あらかじめご了承ください。また、近隣の迷惑となりますので、違法駐車はおやめください。